

長期総合計画 構成の基本的考え方

章と節の区別が  
つきにくい。

章にのみテーマを設定し、5本の柱を明確にする。

第三次長期総合計画（後期基本計画）の構成

編	章	節	項	
【IV】後期基本計画	1. 活力にあふれたにぎわいのあるまち	(1)魅力あるにぎわいのまちづくり	①土地利用 ②都市核・都市軸	
		(2)豊かな産業のまちづくり	①農業 ②工業 ③商業 ④観光 ⑤雇用環境	
		2. 四季の彩りにいだかれる快適なまち	(1)狭山丘陵を核に緑豊かなまちづくり	①自然環境 ②水と緑のネットワーク ③都市景観
			(2)日々の暮らしを支えるまちづくり	①道路・公共交通 ②公園・緑地 ③住宅・宅地 ④上下水道 ⑤廃棄物処理とリサイクル ⑥衛生
			(3)安心して暮らせる安全なまちづくり	①防災 ②消防・救急 ③防犯 ④交通安全 ⑤消費生活
		3. 健康でぬくもりのあるまち	(1)生涯を通じ健康に暮らすまちづくり	①健康づくり ②保健・医療
			(2)いきいきと暮らせる福祉のまちづくり	①地域福祉 ②高齢者福祉 ③障害者福祉 ④子ども家庭福祉 ⑤社会保障制度
		4. ともに学びふれあう創造性を育むまち	(1)自己実現を目指す生涯学習のまちづくり	①生涯学習 ②就学前教育 ③学校教育 ④社会教育活動 ⑤スポーツ・レクリエーション活動 ⑥市民文化 ⑦伝統文化・文化財
				(2)豊かな人間性を育むまちづくり
			5. 構想実現に向けて	(1)パートナーシップのまちづくり
	(2)行財政運営の効率化			①行政運営 ②財政運営 ③広域行政 ④行政・地域情報化

5年間での取組みではなく、長期的に市が目指すハードの将来像であり、基本構想の中の「第3章 将来像」に取り込む。

そのうち、5年間で取り組む具体の施策のみを「都市づくり」で受ける。

教育委員会や健康福祉部の業務範囲を1つの節としてまとめられているが、市民にはわかりにくい部分がある。

他の柱と性質が異なることから、[計画推進編]として区分する。

第四次長期総合計画（前期基本計画）の構成（案）

編	章	節	項		
【まちづくり計画編】	1 市民が自ら考え行動するまちづくり	(1)コミュニティ	①地域コミュニティ ②交流		
		(2)パートナーシップ	①市民参加と協働 ②情報共有		
		2 安心していきいきと暮らせるまちづくり	(1)安全・安心	①防災対策 ②消防・救急体制 ③交通安全 ④防犯対策 ⑤消費生活の安全	
			(2)健康・医療	①健康づくり ②スポーツ・レクリエーション ③保健・医療 ④社会保障制度	
			(3)福祉	①高齢者福祉 ②障害者福祉 ③子育て支援 ④地域福祉	
			3 誰もが自分らしく成長できるまちづくり	(1)人権	①人権擁護 ②男女共同参画
				(2)教育	①学校教育 ②社会教育活動 ③生涯学習
		4 快適で暮らしやすいまちづくり	(1)都市基盤	①道路・公共交通 ②公園・緑地 ③住宅・宅地 ④下水道 ⑤都市づくり	
				(2)環境	①廃棄物処理とリサイクル ②地球温暖化対策 ③公害対策・環境美化
				(1)産業	①農業 ②商・工業 ③観光 ④雇用
	(2)景観				①自然環境 ②水と緑のネットワーク ③都市景観
	(3)文化		①市民文化 ②伝統文化・文化財		
	【計画推進編】		(1)行政運営 (2)財政運営 (3)広域行政		

「市民提言」にも言われているように、「まちづくり」に共通して求められるのは、「コミュニティの形成」と「パートナーシップ」であるという考えに基づき、「ソフト→ハード」の組立てとする。

上記の5本の柱を展開する市内の仕組み

「市民提言」の中で、パートナーシップを行う際に大切なこととして、「情報の共有」が強く言われており、項目をおこなす。

市民の生活実感からの視点を重視し、「健康・医療」という範囲の中に「スポーツ・レクリエーション」や「社会保障制度」を取り込む。

社会状況等を勘案して、新たに項目を起こして記述が必要だと考えられる。